

## 9 . 教育専門部会

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会(学校教育)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	公立幼稚園入園料及び保育料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
名称：市立幼稚園入園料及び保育料 内容：4、5歳児 2年保育  入園料 ・10,000円 保育料 ・年額 120,000円(4、5歳児とも)  徴収方法 ・10回に分割し、1回12,000円を徴収 (8,3月を除く)		名称：町立幼稚園保育料 内容：3、4、5歳児 3年保育  入園料 ・無 保育料 ・3歳児 年額 96,000円(月額 8,000円) ・4歳児 年額 84,000円(月額 7,000円) ・5歳児 年額 78,000円(月額 6,500円)  徴収方法 ・毎月	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会(生涯学習)

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	堺市放課後児童対策事業一部負担金
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：堺市放課後児童対策事業一部負担金          内容：放課後における児童の健全な育成と子育て支援を図るため、遊びを主とする活動の場を提供する放課後児童対策事業を実施しており、本利用サービスの対価として一定の利用料(一部負担金)を徴収している。          一部負担金：児童1人につき月額8,000円。          ただし、減免制度あり(児童の属する世帯の所得状況その他特別の事由により、減額又は免除する)。          おやつ代：児童1人につき月額2,000円。</p>		<p>名称：美原町放課後児童対策事業一部負担金          内容：保護者が労働等により、放課後家庭にいない児童に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施しており、保護者から一定の利用料(一部負担金)を徴収している。          保育料：児童1人につき月額4,000円(おやつ代込み)《減免規定なし》。</p>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会（学校教育）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（学校教育関係）	関係項目	小・中学校通学区域
調整の内容	美原町制度存続(1市2制度)。それぞれに現状の通学区域を維持する		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
名称：小・中学校通学区域 内容：学校教育法施行令第5条第2項の規定を実施するため、堺市立小学校及び中学校の通学区域を定めている。		名称：小・中学校通学区域 内容：学校教育法施行令第5条第2項の規定を実施するため、美原町立小学校及び中学校の通学区域を定めている。	

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会（学校教育）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（学校教育関係）	関係項目	学校給食事業
調整の内容	単独調理場が整備されるまでの間はそれぞれの制度を存続し、それ以降は堺市制度に統一する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：学校給食事業                  内容：                  給食実施形態：単独調理方式                      直営校 小学校 33 校                              養護学校 2 校（分校含む）                      委託校 小学校 57 校                  献立作成方法：献立委員会（ブロック毎）                  献立内容：すべての食材を加熱する調理方法の献立                              米飯回数 週 1.4 回                  物資購入方式：(財)堺市学校給食協会にて一括購入                  給食費：低 3 2 3 0 円 中 3 3 3 0 円 高 3 4 3 0 円                      (1ヶ月17回)                  市栄養士：保健給食課 管理栄養士 8 人(主幹・係長含む)                      (財)堺市学校給食協会 栄養士 1 人                      非常勤栄養士 11 人                  学校栄養職員：小学校 4 3 人 養護学校(分校含む) 2 人</p>		<p>名称：学校給食事業の管理及び指導に関すること。                  内容：                  給食実施形態：共同調理場方式(直営)                              小学校 6 校                  献立作成方法：献立作成委員会                  献立内容：すべての食材を加熱する調理方法の献立(果物は除く)                              米飯回数 週 3 回                  物資購入方式：給食センターにて一括購入                  給食費：低 3 5 0 0 円 中 3 5 5 0 円 高 3 6 0 0 円                      (1ヶ月17回)                  町栄養士：給食センター管理栄養士 1 人                  学校栄養職員：給食センター 2 人</p>	

安全・衛生管理は堺市に準じて実施。その他については、単独調理場が整備されるまでの間は給食センターを活用し実施するが、単独調理方式が実施された時点で堺市制度に統一。

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会（学校教育）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（学校教育関係）	関係項目	公立幼稚園園児募集
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、新市において調整する。		
現 況			調整の具体的内容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：公立幼稚園園児募集事務 内容：4・5歳児 2年保育</p> <p>10園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報への募集要項掲載。（9月掲載） 募集要項、ポスターの作製。</li> <li>・入園願書の交付（9月）各園にて</li> <li>・入園願書の受付け（10月1日～1週間）各園にて</li> <li>・募集定員 4歳児 20クラス700名 OR 23クラス805名（隔年で変動） 5歳児 定員に余裕がある場合に募集</li> <li>・募集定員を超えた場合は、調整又は、抽選。</li> <li>・通園区域 堺市在住</li> </ul>		<p>名称：公立幼稚園園児募集事務 内容：3・4・5歳児 3年保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園児募集の啓発（広報等）9月</li> <li>・入園願書の交付（9月）</li> <li>・入園願書の受付け（10月1日～3日）</li> <li>・入園の資格 町内に保護者とともに居住する満3歳から小学校就学に達するまでの幼児</li> <li>・募集定員 3歳児 120名 4歳児 20名 5歳児 35名</li> <li>・募集定員を超えた場合は、公開抽選の方法により入園者を決定する。 公開抽選 くじびき</li> <li>・通園区域 美原町在住</li> </ul>	

## 堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 教育専門部会（生涯学習）

協定項目	24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）	関係項目	放課後児童対策事業
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内を目途に調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
<p>名称：放課後児童対策事業</p> <p>内容：のびのびルームの開設及び運営</p> <p>小学校の余裕教室等を利用して放課後等における児童一人ひとりの安全確保を図るとともに、自主学習や集団による遊び・スポーツ活動等を行うことにより、自主性・社会性・創造性を養っている。管理運営は、(財)堺市教育スポーツ振興事業団に委託している。</p> <p>今後は、国の動向をも踏まえながら、多様な運営主体のもと、より柔軟で効率的・効果的な事業展開を目指して検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 実施場所：小学校</li> <li>* 実施箇所数：87</li> <li>* 対象児童：全児童</li> <li>* 利用者数：5,883人（H15.5.1現在）</li> <li>* 定員：1教室利用35名、2教室利用80名</li> <li>* 開設期間：4月1日から3月31日まで。ただし、日曜日、祝日、8月12日から8月16日及び12月27日から1月5日の間は閉設。</li> <li>* 開設時間：月～金曜日は放課後から18時まで、土曜日・長期休業中は9時から18時まで。</li> </ul>		<p>名称：放課後児童健全育成児童会運営</p> <p>内容：町内の6小学校区に対して、1小学校区に1教室を開設。児童館利用3教室、地区センター利用1教室、放課後児童健全育成児童会館2教室の合計6教室で、すべて公立運営。</p> <p>開設期間は、4月2日から3月31日まで。ただし、第2・第4土曜日、日曜日、祝祭日と8月13日から8月15日及び12月29日から1月4日の間は閉会。</p> <p>開設時間：平日は、午後1時から午後5時30分まで、長期休暇期間中は、午前8時から午後5時30分まで。</p>	

事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会事業	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。

使用料、補助金、負担金等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会交付金	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い（生涯学習関係）		美原町社会人権教育研究会	その他	当面美原町制度を存続し、5年を目途に調整を図る。



## 事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	学校医等の報酬	学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の報酬	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	心臓検診	心臓検診	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	腎臓検診	尿検査	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	脊柱側弯症検診	脊柱側弯検査	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	教職員健康診断	教職員健康診断	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	堺市立学校の学校医等の公務災害補償	町立学校の学校医等の公務災害補償	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	川崎病既往児検診及び生活管理講習会事業	なし	その他	当面は制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	学校医等の永年勤続表彰事業		その他	当面は制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	教育用コンピュータ整備事業	コンピュータ整備事業	新制度に再編	新市において、5年を目途に調整し、一体性の確保を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	学校インターネット整備事業		新制度に再編	新市において、5年を目途に調整し、一体性の確保を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	幼稚園介助員配置事業	介助員の配置事業	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		子育て支援事業	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		預かり保育の実施	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		大地会推進補助金	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	幼稚園の検診業務	園児の健康管理業務	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	ぎょう虫卵検査	寄生虫検査	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	児童生徒結核検診	結核検診	その他	新市において調整し、一体性の確保を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	内科検診	内科検診	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。

## 事務事業

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	眼科検診	眼科検診	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	耳鼻科検診	耳鼻科検診	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	歯科検診	歯科検診	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	医療券	医療券	その他	原則として堺市の例に合わせるが、医師会、歯科医師会、薬剤師会と調整が必要なものは新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	学校環境衛生検査	学校環境衛生検査	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	就学時健康診断	就学時健康診断	その他	原則として堺市の例に合わせるが、医師会、歯科医師会と調整が必要なものは新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	保健統計関係業務		堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	学校伝染病発生の事務処理	学校伝染病発生の事務処理	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	体重計の校正業務	体重計の校正業務	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	学校歯科保健関係業務		その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	教職員胃検診	教職員胃検診	堺市制度で実施	
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	公立幼稚園保育料等徴収管理事務	公立幼稚園保育料等収納管理業務(園管理に係る庶務)	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	市立幼稚園保育料・入園料免除及び還付事務	公立幼稚園就園奨励費補助金	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)	私立幼稚園幼児補助金	私立幼稚園在園補助金	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。
24 各種事務事業の取扱い (学校教育関係)		バス車両管理業務	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。

使用料、補助金、負担金等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
18 補助金・交付金等の取扱い		大地会推進補助金	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
18 補助金・交付金等の取扱い	私立幼稚園幼児補助金	私立幼稚園在園補助金	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。
18 補助金・交付金等の取扱い	公立幼稚園就園奨励費補助金	公立幼稚園就園奨励費補助金	その他	当分の間、美原町制度を存続し調整する。

関係団体、組織等

協定項目	事務事業名		調整方針	
	堺市	美原町	協議・調整区分	調整の内容
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)	堺市学校保健会	美原町学校保健会	その他	当面はそれぞれの制度を存続する。それ以降のあり方は新市において調整する。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		大地会	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		みはら大地幼稚園給食会	その他	当面美原町制度を存続し、調整を図る。
24 各種事務事業の取扱い(学校教育関係)		美原町幼児教育問題審議会	美原町制度存続(1市2制度)	存続(美原町のみに適用)